

早 稲 田 大 学 大 学 院 政 治 学 研 究 科

博 士 論 文 審 査 報 告 書

博士号請求者 土 井 美 徳 ( 奥羽大学文学部専任講師 )

博士号請求論文 「イギリス立憲主義の形成と『古来の国制』論  
- 前期ステュアート朝時代の政治と法と議会 - 」

論文形式 B5 版 2 段組み 335 頁、目次、文献一覧表 11 頁

提出日 2004 年 6 月 19 日

受理決定 2004 年 7 月 13 日 政治学研究科委員会

審査委員 ( 主査 ) 仲内英三 早稲田大学大学院政治学研究科教授  
( 副査 ) 川岸令和 早稲田大学大学院政治学研究科教授 ( J.S.D. イェール大学 )  
( 副査 ) 松園 伸 早稲田大学大学院文学研究科教授 ( Ph.D. リーズ大学 )

口頭試問実施日 2004 年 9 月 10 日 13:00-14:30 於 : 名誉教授室

報告書作成 2004 年 10 月 18 日 最終稿完成

# 審査報告

## 1 論文の構成

### 序論

#### 第一章 イングランドの伝統的国制論

- 第一節 ヘンリー・ブラクトン
- 第二節 ジョン・フォーテスキュー
- 第三節 トマス・スミス
- 第四節 前期ステュアートへの継承

#### 第二章 ルネサンス人文主義の知的影響

- 第一節 中世ローマ法学とルネサンス人文主義
- 第二節 イングランドのローマ法継受とローマ法学者
- 第三節 カムデン・ソサエティとルネサンス人文主義
- 第四節 イングランドにおける法改革
- 第五節 法の格律と準則 - 「理性」の必然的帰結 -
- 第六節 コモン・ローヤーによるローマ法の受容
- 第七節 個別事例と一般原理の総合
- 第八節 一七世紀の「古来の国制」論の形成

#### 第三章 「古来の国制」論とコモン・ロー理論

- 第一節 慣習としてのコモン・ロー
- 第二節 理性としてのコモン・ロー

#### 第四章 コモン・ロー支配と立憲君主制

- 第一節 コモン・ローと議会制定法
- 第二節 コモン・ローと国王権力
- 第三節 コモン・ローと「主権」の概念
- 第四節 臣民の自由と議会の特権
- 第五節 議会選挙と選挙権の自由

第五章	コモン・ローとローマ法とジェームズ一世 - ジョン・カウエル事件と一六一〇年議会 -
第一節	カウエル事件の意義と問題の所在
第二節	ジョン・カウエルと『解釈者』 - ローマ法の言説 -
第三節	一六一〇年議会でのカウエル事件の審議
第四節	ジェームズ一世の政治的態度
第五節	コモン・ローとローマ法の関係

むずび - 「古来の国制」論とイギリス政治の伝統 -

## 2 論文の概要

本論文は、イギリス立憲主義と議会主義の形成期に当たる前期ステュアート期の政治と法をめぐる言説を考察することによって、イギリスの近代政治制度の特徴を明らかにすることを目的としている。著者の土井美德氏によれば、イギリスの近代政治制度の原型は、17世紀全体をつうじて形成されたといえるが、その理念についていえば、1640・50年代の「内乱」以前の前期ステュアート期にすでに基本的議論が出揃っていたという。そして著者は、前期ステュアート期の1603年から1629年に焦点を当て、前期ステュアート朝時代の立憲主義と議会主義が成立していく際に、その基底にあった思考様式の枠組みとその特徴を、「古来の国制」論を展開した当時の庶民院議員でもあったコモン・ローヤーたちの言説のなかから探り出そうとしている。というのも、17世紀に入ってイングランドが絶対主義の脅威に直面したとき、庶民院議員でもあったコモン・ローヤーたちが抵抗の論理として提示したのが、「古来の国制(Ancient Constitution)」論であり、それはイングランドの「古来のコモン・ロー」に基づく政治を擁護しようとする言説だったからである。

本論文ではまず第1章において、17世紀の前期ステュアート期の庶民院コモン・ローヤーたちが、現実政治のなかでステュアート王権の絶対主義的諸政策に対抗して「古来の国制」論を展開していく際に、もっとも影響力のある政治的・法的な言説となっていたイングランドの国制論の伝統について、考察がおこなわれている。コモン・ローヤーたちが「古来の国制」に言及する際に頻繁に依拠したのは、13世紀のヘンリー・ブラクトンや15世紀後半のジョン・フォーテスキュー、16世紀のトマス・スミスであった。現在でもなお一般に権威ある著書とみなされているこれら3人の著作をつうじて、「イングランドの法と慣習」、「法に従う統治」、「古来の不変の慣習」、「政治的かつ王権的な統治」、「立法と課税における議会の同意」、「議会における国王」など、17世紀のコモン・ローヤーた

ちの政治的・法的な思考に重要な素材を提供したと考えられる観念を取り上げ、イングランドの法と国制にかんする伝統的な言説の連続性を確認している。これは17世紀のコモン・ローヤーに見られたイングランド特有の「コモン・ロー・マインド」の知的源泉を、それ以前のイングランドの伝統的国制論のなかに探っていく作業であるといえよう。

つづく第2章では、前期ステュアート期のコモン・ローヤーに影響を与えたと考えられる当時の大陸ヨーロッパの知的パースペクティブについて考察がおこなわれている。それはルネサンス人文主義の知的態度とローマ法学の概念および思考法である。その知の様式を確認し、それらがイングランドのコモン・ローヤーにどのように影響を与えていたのか、その道筋を歴史的に辿ることが第2章の課題である。その結果、明らかになったことは、イングランドの「古来の国制」を擁護したコモン・ローヤーたちが、実はイングランド固有の伝統のなかで閉じた思考法に立脚していたわけではけっしてなく、むしろかれらコモン・ローヤーたちは、ルネサンス人文主義とローマ法学について豊かな学識と鋭い洞察を持っていたということであった。17世紀初期のイングランドのコモン・ローヤーたちが展開した「古来の国制」論あるいは古典的コモン・ロー理論とは、一方ではたしかにブラクトンやフォーテスキュー、トマス・スミスといったイングランドの伝統的国制論に基づいて形成されたものだが、しかし同時それは、当時の大陸ヨーロッパのルネサンス人文主義とローマ法学の影響なしには、けっして構築し得ない内容と性格を持つものであった。

第1章で扱われたイングランドの国制論の伝統、とくにフォーテスキューの国制論が前期ステュアート期のコモン・ローヤーに提示したものがコモン・ローおよび国制の「歴史性」ないし「古来性」だったとすれば、ルネサンス人文主義およびローマ法学がかれらに提供したものは「理性」ないし「合理性」の契機であった。17世紀初頭のコモン・ローヤーたちは、フォーテスキューを中心とするイングランドの伝統的国制論を、大陸の知的パースペクティブを媒介にしつつ新たな様式において読み替えていったのであり、そこにイギリスの近代立憲主義の原型となる「古来の国制」論および古典的コモン・ロー理論が形成されたのである。それは「古来性」と「理性」の2つの契機を総合するところに成立してうたと考えられる。

第3章では、以上のようなイングランドの伝統的国制論と、大陸ヨーロッパの知的伝統とが交錯し合う地点で展開された17世紀の「古来の国制」論、およびそれを支えた古典的コモン・ロー理論について、当時のコモン・ローヤーたちが著わした法書やパンフレット、かれらの庶民院における議会演説などをもとに考察が進められている。その際、著者はコモン・ローを「慣習としてのコモン・ロー」の位相と、「理性としてのコモン・ロー」の位相という2つのカテゴリーに分けて考察をおこなっている。そしてコモン・ロー理論が、「古来の慣習」という構成要素と、自然法（理性の法）や神法に由来する「理性」という構成要素とが相互補完的に結合した型の思考様式に立脚していた点が明らかにされている。このようなイングランド特有の政治と法の性格は、本来はすぐれて地域的な所産であ

るはずの「慣習」に由来するコモン・ローが、制定法の形式を採ることなく不文法としての性格を維持したまま、なにゆえに近代国家の一般法となり得たのかという問題を解く鍵ともなっている。同時にそれはまた、イギリス特有の立憲主義の形態や「法の支配」の原理が、特定の人的権威ではなく、「時の叡知」によって「検証された理性」に基づく道徳的規範力を帯びた 法 = Jus に基づいており、それが国家の基本法ともなっている点にも表れている。

第4章では、以上のようなコモン・ローに依拠した「古来の国制」論が描く具体的な統治構造の特徴が明らかにされている。第3章までの論述で確認されたようなコモン・ロー的な思考様式あるいは思考枠組みに立脚して立憲君主制を構想しようとしたとき、そこにはどのような国制の形態が帰結するのかについて、17世紀初頭のコモン・ローヤーたちの著作やパンフレットや議会演説に即して考察がおこなわれている。17世紀初頭のコモン・ローヤーたちが展開した古来の国制とは、「コモン・ローによって統治された立憲君主制」という国制モデルを意味していた。そこで本章では、議会および議会制定法の権能、コモン・ロー裁判所裁判官の位置、国王大権、臣民の自由といったイギリス立憲主義の統治構造の中心的な問題群が、それぞれ基本法としてのコモン・ローとの関連でどのような位置づけを与えられることになるのかについて論じられている。こうした論述から明らかになったことは、まず第一に、17世紀初頭のコモン・ローヤーたちが「古来の国制」論のなかで目指した統治形態とは、戦時の非常大権を含む国王の絶対的大権に対する コモン・ローと議会をつうじた二重の制限 を持った統治形態だったということであり、第二に、コモン・ローの至上性と議会権力の絶対化という一見矛盾し合う2つの契機がかえって相互補完的に同時進行したという事実であり、第三に、そうした一連のプロセス全体が臣民の自由にとっての基盤とされた「絶対的プロパティ」の観念に基づいていたという点である。したがって本章では、一般に名誉革命体制において確立されたと見られているこれらの統治原理が、理念的には前期ステュアート期において集約的に表明されており、重要な議論の枠組みと論点がほぼ出揃っていたことが明らかにされているといえよう。

第5章では、前期ステュアート期におけるコモン・ローとローマ法の関係、そしてジェームズ1世の政治的態度について考察されている。その際、1610年議会で起きたローマ法学者ジョン・カウエルの事件を手がかりに論述が進められている。カウエル事件の考察をつうじて、17世紀初頭のコモン・ローとローマ法の関係、コモン・ローヤーたちにとってローマ法が持っていた両義性（ローマ法の学問的有益性と政治的危険性）が明らかにされている。それとともに第5章では、「古来の国制」論の形成において 1610年議 会 が果たした決定的に重要な歴史的意義も確認されている。ここで著者が強調する重要な論点のひとつは、「古来の国制」論の原型が、一般的に言われるように、必ずしもエドワード・クック個人によるものではなく、「時の叡知」による「検証された理性」の観念を提起し、コモン・ローの古来性と理性との融合を図ったトマス・ヘドリュイ、  
「コモン・ローの摂理」と「議会の絶対的権力」の議論を展開したウィリアム・ヘイクウィル、ジェーム

ズ・ホワイトロックら17世紀初頭に庶民院に議席を有した一群のコモン・ローヤーたちに負うところが大きかったという事実である。1610年議会におけるカウエル事件の考察をつうじて浮き彫りにされているのは、このような1610年議会の持つ歴史的意義と、エリザベス治世後期からステュアート前期にかけて起こったコモン・ローヤーたちの政治的・法的態度のシフトである。これがやがて後期ステュアート期になって王権と議会の決定的対立をもたらし、その後の内乱を経て、イギリス立憲主義確立に寄与することになる。

### 3 論文の特徴と評価

本論文では以上のような考察をつうじて、前期ステュアート期に形成された「古来の国制」論について歴史的に分析するとともに、それがイギリス近代の立憲主義と議会主義を準備する重要な政治的かつ法的な言説であったことが明らかにされている。本論文が目指していることは、17世紀初頭のコモン・ローヤーたちが当時の現実政治のなかで果たしていたイデオロギー的側面を検討することによって、かれらが駆使したレトリックとしての政治を歴史的に明らかにすることにある。前期ステュアート期のコモン・ローヤーたちが展開したコモン・ローの解釈と説明は、コモン・ロー成立の歴史的事実を必ずしも正確に表現しているものではない。それはある意味で、前期ステュアート期の歴史的現在に立ってその政治的要請から構築されたある種のイデオロギーであり、現実政治を導くための政治的レトリックであったといえよう。17世紀初頭の前期ステュアート朝時代にコモン・ローに基づく「古来の国制」論が展開されるなかで、コモン・ローの歴史的成立の実体を越えて、どのような政治的思考様式が働き、どのような政治的レトリックが構築されたのか。このような政治的レトリックの問題を、17世紀初頭のコモン・ローヤーたちの言説をつうじて歴史的に明らかにすることが、本論文全体を貫く著者の基本的関心である。

そもそも「古来の国制」論にかんする研究は、1957年に刊行されたJ・G・A・ポコックの『古来の国制と封建法』という先駆的な業績によって脚光を浴びるようになった。ポコックは、コモン・ローヤーたちによって展開された「古来の国制」論こそ、17世紀イングランドの現実政治において支配的な政治言語だったと指摘し、それを「コモン・ロー・マインド」と名付け、ステュアート王権に対抗する当時もっとも有力な政治言語だったと主張した。ポコックによれば、この「コモン・ロー・マインド」は、イングランド特有の政治的なメンタリティを形成しており、コモン・ローヤーの思考様式は当時の大陸ヨーロッパで流行したルネサンス人文主義の知的雰囲気とは切り離された、イングランドに固有の伝統的な観念に根ざした「島国的性格」なものだったという。ポコックによって喚起されたこのテーマは、その後肯定と批判を含むさまざまな観点からの研究業績を生みだ

してきた。まずポコックの議論は、1970年代後半以降に登場した実証主義的な修正主義の側から批判に曝された。修正主義者たちによれば、前期ステュアート朝時代、とくにジェームズ治世時代は、「調和とコンセンサス」に基づく対立不在の時代だったとされ、コモン・ローヤーの伝統的な国制観念とジェームズ1世らの政治理念はともに共通の枠組みに立脚したものだだったという。つまり、「古来の国制」論はポコックが主張するように絶対主義に対する抵抗イデオロギーではなかったという。つぎに修正主義者たちは、ポコックが指摘したコモン・ローヤーたちの「島国的性格」についても批判している。かれらによれば、当時のコモン・ローヤーたちの思考様式は、大陸ヨーロッパの知的パースペクティブに十分通じていたという。こうした主として修正主義者からの批判に対してポコックは、1987年にかつての作品の改訂版を出して、自説を一部修正するとともに、反論を試みた。このポコックの研究は、修正主義史家に対する反批判として登場したJ・P・サマヴィルらのネオ・ウィッグ的な研究者のほか、アメリカの立憲主義の歴史研究者らによって継承され、さらに精緻な分析が試みられるとともに、「古来の国制」論がもつ反絶対主義のイデオロギーとしての性格が改めて強調されることになった。

一般的にネオ・ウィッグ的な研究では、かつてのウィッグ的解釈と総称される歴史研究と同様に、前期ステュアート期は、王権神授説に基づく絶対主義王権に対して、議会とりわけ庶民院がイニシャティヴを獲得し、議会の特権や臣民の諸権利が確立していく過程として描かれた。その場合、王権と議会との間には、前期ステュアート期をつうじて政治社会の在り方をめぐる原理的な対立が存在したと想定され、この政治原理の根本的な対立こそ、内乱（あるいは革命）の長期的な要因になったと解釈されてきた。これに対して、修正主義者の批判的解釈によれば、1603年から1640年の長期議会の召集までの時期は、政治的対立の時代ではなく、むしろ調和とコンセンサスの時代であったとされる。この時代には王権と議会の間イデオロギー上の根本的な差異はなかったし、一見激しく対立しているかに見える相克も、マイナーな問題をめぐるものか、あるいは宮廷内部のパーソナルな権力闘争に庶民院がコミットしたことによって惹起されたものだだったという。とくにジェームズ治世のジャコビヤン時代の王権と議会には、妥協が有効に機能しており、両者の関係は調和とコンセンサスの関係にあったという。

以上のような英米における研究史との関係で、本論文から得られる結論とその意義を述べていきたい。まずウィッグならびにネオ・ウィッグが主張してきたように、1603年以降の前期ステュアート期の政治史の過程を1640年代の内乱期の武力衝突に至る連続性の面で把握することは適切ではない。ジェームズ治世期の対立がそのまま内乱へと至る必然性はないし、少なくともチャールズ1世による親政政治が開始される以前の、議会が開かれていた1620年代末までの政治過程と、内乱へと突入した1640年代の政治状況とは政治的アリーナの可能性という点で明らかに異なるからである。その意味でいえば、ジェームズ治世期とチャールズ治世期（とくに親政時代）との間に一定の時代区分を設ける必要がある。前者が曲がりなりにも政治言語における一定の枠組みを共有し、その解釈

上の対立という形を採っていたことにより、政治的アリーナの可能性そのものが維持され得ていた時代だったのに対して、後者はこの政治的アリーナそのものが破綻へと向かっていったという点で、決定的な相違が存在しているからである。しかしながら他方で、修正主義者が主張したように、ジェームズ1世の即位から1620年代末までの政治過程が、こうした一定の政治言語の共有によって「調和とコンセンサス」が存在した時代だったともいえない。ジェームズ1世の統治理念と庶民院コモン・ローヤーの国制論との間には、表面的あるいは形式的には一定の言説上の枠組みが存在するように見えるが、その根底には統治をめぐる和解し得ない対立が存在していた。両者の異なる統治理念の解釈からは、一方は「絶対主義的」統治が、他方は「立憲主義的」統治というまったく異なる統治様式が引き出されてくるからである。たしかにこの時代には、共通の政治言語の上に立って解釈上の対立が繰り返り広げられたため、一方で他者の完全な否定を意味する「対立」は回避されたといえよう。そのような政治的アリーナが機能していた限りで、後の内乱という武力衝突には至らなかったといえよう。しかしながら、やがてさまざまな現実の利害問題と絡んで王権と議会の間に対立が生まれるやいなや、両者の対立は抜き差しならない武力衝突に至るがゆえに、ジェームズ1世時代にすでに芽生えていた共通の政治言語の解釈上の対立は、けっして修正主義者たちが主張するような「調和とコンセンサス」を可能とするものだったとはいえない。

このように本論文は、前期ステュアート期の政治史にかんするウィッグおよびネオ・ウィッグと修正主義者たちの相異なる主張に対して、「古来の国制」論という独特のパースペクティブから批判的修正を迫る結論を引き出している。たしかに本論文にも、不満足な点が無いわけではない。前期ステュアート時代といえ、やがて数十年に及ぶ政治的動乱を迎える直前の時代である。それにしても、著者の描きだすコモン・ローの姿が静態的な印象を受けることも否めない。同時代の議員でもあるコモン・ローヤーたちによる政治的レトリックをつうじて変化するコモン・ローの多様性や動態性が、必ずしも的確に捉えられているとはいえない。著者の関心は、中世から近世にかけて変容しつつも持続するコモン・ローそのものよりも、前期ステュアート時代の政治的実践における政治的レトリックとしてのコモン・ローにあるはずなのだから、そのようなコモン・ローの持っていたはずのダイナミズムや多様性に、もっと目を向けるべきだったのではないだろうか。しかし、これは本論文の価値を損なうものではない。本論文は、当該研究分野にかんする独特のパースペクティブ、膨大な文献や資料の適切な扱い方、論述の首尾一貫性と説得力の点で、前期ステュアート期の政治史研究に新たな地位を占めるものといえよう。



#### 4 結論

前期ステュアート期は、国制の在り方全体をめぐって政治社会が大きく動揺した時代であり、テューダー朝時代までの中世後期から近世初頭のイングランドの政治社会を大きく転換させる画期的な時代であった。ところが、前期ステュアート期の政治史がもつ重要性にもかかわらず、日本のみならず英米においても、あまりにも手薄であると言わざるをえない。とくに日本におけるこの時代にかんする研究は、従来1640年代の内乱期（いわゆるピューリタン革命期）の研究に圧倒的に集中しており、それ以前の前期ステュアート朝時代は、内乱ないし革命のたんなる前史として位置付けられる傾向が強かった。前期ステュアート期それ自体を考察の中心においた研究は、日本ではたとえば税制などにかんする経済史研究などがあるものの、議会やコモン・ローなどを対象とした政治史研究はきわめて限られている。つまり、議会におけるコモン・ローの役割や「古来の国制」論を中軸に、前期ステュアート期の意義を解明するような研究は、日本ではほとんど皆無に等しいと言わざるをえない。

一方英米の研究史においても、「古来の国制」論を中心に前期ステュアート時代を扱った政治史、議会史、国制史の研究はまだ始まったばかりである。近年ようやく前期ステュアート期の重要性が注目され、研究が出始めているとはいえ、他の時代と比べてこの時代はいわば研究史上の空白期間と言うべきである。さらに本論文は、当該研究分野に利用すべき資料や文献を隈無く歩獵しているのみならず、論述の一貫性と説得力の点でも、日本のみならず英国においても十分発表するに値する水準に達している。

以上のような理由から、本論文は政治学研究科の博士論文として十分な水準に達しており、審査した者全員的一致した意見として、博士（政治学）の学位を授与するに値する論文であると結論づけることができる。

